

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年10月10日（金）午後2時15分

3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一 13番 柏木 彰文
14番 大平 倫生

5. 欠席委員 10番 木戸 孝

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔
主事 赤井 志央 主事 大仲 純

7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
議案第38号 農地法第3条の規定による許可について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

○○局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から10月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。事務局長より報告願います。

○○局長 10月1日付け職員人事異動において農林水産課振興係兼農業委員会に○○主事が配属されましたのでご挨拶させていただきます。～○○主事が挨拶した。～

議長 ありがとうございました。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、10番の木戸 孝委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんにお出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と9番の鈴木 隆文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○○委員 はい。

○○委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。議案第38号 農地法第3条の規定による許可について事務局より上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

○○係長 はい。それでは、議案第38号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○外2筆で、地目は台帳が全て田、現況が○○と○○が田、○○が畠、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては高齢のため、労働力不足により本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農地拡大を図り、農業経営の向上と安定を得るため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。申請地は○○外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て畠、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては高齢化により農地の維持管理が困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては自宅に隣接する農地を譲り受け、蔬菜等四季の野菜の耕作に取り組みたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、○○区でございます。

○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 2番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 苗字は違いますが、姉妹になります。異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第38号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして議案第39号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

○○係長 はい。議案第39号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○外1筆で、地目は台帳が全て田、現況は○○が田、○○が畠。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権移転を伴います貸資材置場用地のための転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、農業をする予定がなく維持管理に困っていたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては土木建設会社の役員であり、譲り受け後に当該会社の資材置場として貸し出す計画をしていることから、本申請に至りましたとのことです。なお、当該地を管轄する水利組合はありません。隣接農地の同意書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。
- 係長 はい。議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。番号1。申請地は、○○外1筆で、地目は台帳、現況ともに畠、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては高齢のため当該地を耕作することが困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を建設業の資材置場として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、当該地を管轄する水利組合と隣接する農地はありません。本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内であることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局からの説明を終わります。○○区でございます○○委員のご意見をお伺いします。
- 委員 異議なし。
- 議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。
- 委員 現地を見てきたのですが、資材置き場として何か建物が建つ予定はありますか。
- 係長 資料をお配りしてますが、車両が通る道を作り、対象地の真ん中が資材置き場となり、周辺だけ草を刈ります。何か建築物などを建てる計画は聞いていません。
- 委員 そのまま置くだけということでしょうか。
- 係長 そうです。そのようにしか聞いていません。
- 委員 私個人的には建物が建つにはとてもいい場所だと思ったのですが。

○○係長 建物を建てる予定があるのかを代理人を通じて確認しましたが、その予定はないとのことです。また、この用地への進入路は学校の敷地内の道路になるため、建物を建てるには建築確認等の様々な条件がある中で、資材置き場として利用する計画になったと聞いています。

○○委員 学校の近くですので、危険のないように気を付けていただければと思います。

○○係長 教育委員会にも話を聞いており、付近の住民に支障がなければ問題ありませんと回答があったようです。

議長 よろしいでしょうか。異議なしとのことでございますので、議案第 40 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

○○係長 はい。議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書の 5 ページから 7 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 11 件、17 筆で、面積は合計 ○○m²となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。それでは、詳細についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、現況地目は畠、面積は○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 7 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。補足です。新規設定と説明ましたが、令和 2 年 12 月 1 日からの相対契約の終期に伴う継続しての貸借となります。農地中間管理事業としては新たな設定ですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は○○外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 7 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○です。令和 7 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付

先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の12ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の16ページ、17ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。番号10。申請地〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。現在貸付先の〇〇さんが終期に伴い更新しない意向があり、〇〇さんから〇〇さんに相談があり、今回の設定となりました。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年12月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番から8番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 9番から11番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第41号につきまして、計画案を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。

～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。

～

～令和7年度「和歌山県における農地利用の最適化」の推進に関するアンケート調査について、依頼した。～

～多面的機能支払交付金事業に係る対象農用地の現況確認について、説明した。～

～令和7年度白浜町農業委員会視察研修について、説明した。～

事務局からは以上でございます。

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

〇〇局長 白浜町から報告させていただきます。〇〇地域で熊の目撃情報がありました。〇〇地域では放送はしていないのですが、〇〇地域では熊のようなものが目撃されましたと、注意喚起の放送を行いました。そして先日、〇〇の水源地近くの田で、熊の足跡がありました。私も現地を確認しましたが人の手くらいの足跡があり、爪の跡がありました。また獣友会にも確認して頂きましたが、おそらく熊ではないかとのことです。もしかしたら全く違う場所に移動しているかもしれません、農作業する際には気を付けて頂きたいと思いますのでよろしくお願ひします

す。

議長 山を超えたたら、すぐ〇〇地域ですので、皆様十分に注意をお願いします。

〇〇委員 もし熊を見つけたら、撃っても構わないのでですか。

〇〇局長 ダメです。

〇〇委員 ダメなのは分かっています。不意に対面し、向かってきた場合はどうしたらいのでしょうか。

〇〇局長 公式的な返事ではそれなりますが、そこはご自分の身を守るということでよろしくお願ひいたします。9月からは法律が変わりまして、住宅地やある程度の条件がありますが、市町村長が許可できるようになりました。ただし、山の中で熊に遭遇した場合は許可出来ないことになっており、どこかの地域では狩猟免許を取り上げられた事例もありますので、適時のご判断をお願いします。

〇〇委員 住宅地であれば撃ってもいいということですか。許可する場合の判断が難しいと思いますが、判断できるのでしょうか。

〇〇局長 今週末に猟友会の方に目撃現場周辺でパトロールを実施していただく予定ですが、もしも近くに熊が出た場合は撃っても、私が許可したものとしたいと考えております。

議長 皆様自分の身は自分で守りましょう。他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年11月7日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時15分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行ってています。